

平成30年度 第2回 練馬区青少年問題協議会 会議要録

日 時 平成31年1月28日(月)：午後2時～3時30分
会 場 区民産業プラザ3階 研修室1
出 席 者 委員28名(うち代理出席4名) 欠席委員7名
幹事1名 書記1名 事務局2名
公開の可否 可
傍 聴 者 0名

1 開会

2 教育長挨拶

当協議会の会長は区長でありますので、本来であれば区長がご挨拶すべきところ、あいにく公務が重なっておりまして、私からご挨拶を申し上げさせていただきます。

皆様にはお忙しい中、また寒い中、平成30年度第2回練馬区青少年問題協議会にご参集いただきまして、ありがとうございます。

また、委員の皆様には、先だって成人の日のつどいにも多数ご参加いただきました。重ねて、御礼を申し上げます。

成人の日のつどいは、お天気も良く、4,547名の新成人が集まってくれました。

毎年、そのぐらいの人数が集まるのですけれども、今年は少し多かったかなと思っています。

日ごろから皆様方の青少年健全育成に対する熱意と、様々なご指導のおかげで、毎年、練馬の成人式を無事取り行うことができいております。本当にありがとうございます。

さて、昨年の7月17日に開催されました第1回の会議におきまして、平成31年度の練馬区青少年育成活動方針(案)の策定について、下部組織であります青少年対策連絡会に諮問させていただいたわけではありますが、本日、青少年対策連絡会の正副会長においていただき、答申をいただくことになっています。

正副会長には、おいでいただき、ありがとうございます。

本日は、青少年育成活動方針(案)の他、様々な議題が用意されておりますので、青少年育成に対する様々なご意見、ご質問等をいただければと思っていますので、どうぞよろしくお願いいたします。

大変寒くて、インフルエンザもはやっておりますので、今日のお帰りも含めて、お体には十分ご留意をしていただければと思っています。

どうぞよろしくお願いいたします。

(事務局)

次第に沿って答申に入る前に、昨年7月に開催いたしました第1回練馬区青少年問題協議会において、委員から青少年問題協議会の委員数についてご意見をいただきましたので、その件について、ご説明させていただきます。

練馬区青少年問題協議会条例の規定では、「委員36人をもって組織する」としてございます。

現在、1名欠けている状態はいかがなのだろうか、また条例を「36名以内をもって組織する」としてはどうだろうかとのご意見をいただき、検討と答えさせていただきました。

改めて、担当の所管に確認したところ、ご指摘のとおり、条例の規定上36名の委員で構成する必要があるということでございます。ただ、やむを得ない事情によって欠員が生じた場合については、補充の手続で対応することとしています。

今般の欠員につきましては、新年度に欠員補充をするため、これから公募手続を行わせていただきます。公募委員が一人欠けておりますので、2月の区報で公募し、来年度は改めて36名とさせていただきますので、よろしくお願ひしたいと思います。

3 答申

青少年対策連絡会会長から教育長（青少年問題協議会会長代理）へ答申

4 議題

（事務局）

それでは、議題に移ります。

前回に続きまして、副会長に進行をお願いいたします。

議長、お願いいたします。

（議長）

それでは、議題（1）平成31年度練馬区青少年育成活動方針（案）の策定に入ります。

先ほど、会長より答申をいただきましたが、改めまして、青少年対策連絡会での検討結果のご報告をお願いいたします。

（青少年対策連絡会会長）

平成30年7月17日付の文書で、練馬区青少年問題協議会会長より「平成31年度練馬区青少年育成活動方針（案）の策定」について諮問を受けました。

青少年対策連絡会では、会議を4回開催し答申を取りまとめ、先ほど練馬区青少年問題協議会会長宛てに答申文をお渡ししたところでございます。

ここで、青少年育成活動方針（案）について申し上げます。

青少年育成活動方針（案）は、昨年作成いたしました平成30年度版で内容を精査し、青少年対策連絡会において改訂の検討を行いました。

改訂内容につきましては、青少年対策連絡会の副会長からご説明いたします。

（青少年対策連絡会副会長）

平成31年度練馬区青少年育成活動方針（案）について、ページ順にご説明いたします。

お手元の平成31年度練馬区青少年育成活動方針（案）をご覧ください。

まず、表紙についてです。平成29年度まで表紙に掲げていて、平成30年度版は2ページ上段に移した「子どもたちの輝く未来のために私たちができること」という、育成活動方針を象徴する文言を中

央に大きく載せました。

表紙の絵は、例年どおり平成31年健やかカレンダーの原画募集の応募作品のうち、佳作に選ばれた12点の中から選定いたしました。また、原画を引き立たせたいとのご意見もあり、額縁風に彩りを添えております。

次に、1、2ページです。30年度版では、育成活動方針4つの目標ごとにイラストを載せていましたが、イラストにかわって健やかカレンダーの原画募集の応募作品のうち、入賞作品(216点)から、4つの目標のイメージに近いものを、4点選定し載せました。

これは、青少年対策連絡会で提案された意見の中に、子どもたちは、自分が載っているものや、知っている人のことが載っている方が、興味をもって見るとの意見があり、平成31年健やかカレンダーの入賞作品を載せることで関心を持って開いて見てもらうことを目的としております。

また、4つの目標の説明文について、平成28年度まで載っていた文章を一部加えて、充実させております。

次に、3ページです。「参加してみませんか」の「青少年育成地区委員会では」の欄にある、野外活動の部分で、「バーベキュー」記載については、実際に活動の中で行っている育成地区委員会もありますが、青少年問題協議会でのご意見にもあり、より多くの地区で行っている「飯ごう炊さん」を掲載いたしました。

また、来年度から増える「ねりっこクラブ」の実施校を追加した他は、大きな修正は行っておりません。

次に、4、5ページです。「その年ごとに、時事的な事柄を掲載してはどうか」との青少年対策連絡会の意見の中から、5ページ左上の「スマホ・インターネット」の欄に「自画撮り被害」への注意喚起と、5ページ右下に「振り込め詐欺の引き出し役による補導・検挙の増加」に対する注意喚起の文章を追加いたしました。

以上が、育成活動方針(案)各ページの変更点になります。

また、全体を通してカラーユニバーサルデザインを意識して作成させていただきました。

以上、青少年対策連絡会における検討結果を報告いたしました。

ご審議をよろしく願いいたします。

(議長)

ありがとうございました。

対策連絡会の会長、副会長から、ご報告をいただきました。

事務局から、平成31年度練馬区青少年育成活動方針(案)が、事前を送付されていることと思いません。

それでは、ここで委員の皆さんからご意見をいただきたいと思います。活動方針(案)へのご意見ご質問がある方は、挙手の上、お名前をおっしゃってからご発言をいただきたいと思います。よろしく願いいたします。

どうぞ、事務局お願いします。

(事務局)

また、ご意見があると思いますが、前回の第1回青少年問題協議会で出された意見の中で、お答え

しておきたいところがございます。

子どもが学校にも保護者にも言えず、相談窓口に電話をかけるケースがあるということで、大人向けの電話相談先、子ども向けの相談先を分けて記載したらというお話がございました。所管等に確認したところ、一つの電話番号で大人の相談も、子どもの相談も受けているということもあり、なかなか分ける記載は難しいということでもございました。

また相談先を、相談しやすいフリーダイヤルにとのこと意見をいただきまして、今回、東京都のインターネットトラブルの相談、「こたエール」がフリーダイヤルになったということをご報告させていただきます。

其他のご意見も、反映できたもの、できていないものがございますが、よろしくお願ひしたいと思ひます。

(議長)

ありがとうございました。

平成30年度に比べまして平成31年度は、非常に工夫をしていただいたと思ひております。お子さん方は、ご自分の仲間の作品が載っていると関心を持っていただけるのではないかなと思ひます。

他に感じたこと、こういう点がいい等ございましたら、どうぞご意見をお願ひしたいと思ひます。どうぞ。

(委員)

いつも、連絡会の方には資料を一生懸命作っていただいて、お疲れさまでございます。

毎回お話ししているのですけれども、すごく良くできておりまして、これ以上のものはもうできないような形ではないかなと、いつもお話ししているところでございます。

今年も、新しい画を入れていただいて、本当によく考えていらっしゃると思いますか、これ以上のものは、作れないのではないかとこのところまでできていると思ひますので、引き続き頑張ってやっってください。よろしくお願ひいたします。

(議長)

委員から、大変お褒めのご意見をいただきました。

連絡会の委員様方に頑張っていただいた結果かなと思ひます。

ありがとうございました。

他にご意見、感想。どうぞ、お願ひいたします。

(委員)

今、ご意見がありました。私もその意見には同感です。

今日の日本経済新聞一面のトップの記事に「40億人、革新の先頭に 未踏の領域、迫る試練」ということで、タイトルが出ています。

これからAIの時代だということで、私自身はついていけないのですけれども、そういう時代が来るのだなというように考えております。

A Iと人間はどう違うのだろう。A Iに取って代わられるということが盛んに言われていますよね。A Iと人間というのは、決定的にどこが違うところがあるのだろうなと私はそれなりに考えています。

私なりに考えていると、協調性とか、あるいは惻隱の情、武士道ではないけれど、思いやりとか、あるいはクリエイティブ、創造性だと思うのです。特にこの創造性だと思うのです。

創造性を子どもが培って育てられるには、どういうことかということ、この答申案の1ページ目の一番上、左側の育成活動方針の4つの目標、家庭、学校、地域であります。1、2、3番とありまして、全部当てはまると言ってもいいかもしれませんが、特に2番が非常に重要である。つまり子どもは、体験を通して体得していくということが重要であって、体験がないことには、クリエイティブ、創造性というのは結びつかないと思うのです。

町会連合会に籍を置いていますので宣伝するわけではないけれども、うちの練馬区の町会は4割を切っているのです。

ぜひ若い人に入ってもらいたいと願いますと、町会に入るとどのようなメリットがあるのか、メリット・デメリットという話になってしまうのです。

メリット・デメリットは当然ありますでしょうけれども、若い人たちが損や得だけでものを考えていいのかなと思うのです。

ですから、町会でも若い人がいなくて困っていますし、お互いに高齢化社会で助け合うのはなかなか困難な状態になっている。

こんな状態の中で、若い人たちが、こういう次の世代が、A Iの時代にあって、人間に求めるのはクリエイティブだと、思いやりだということになれば、若い両親たちがそういうところに目を開いて、町会に入ってお祭りに参加したり、いろいろなものを通して子どもに体験をさせたり、そして協調性とか、幅のある人間を育てていったらいいのではないかと考えております。

以上です。

(議長)

ありがとうございます。

この4つの目標の、地域のいろいろな行事に参加してくださいというようなご意見でした。

まず、基本的には体験を通して豊かな人間になる、人間とA Iの違いなどを伺いました。

他に。どうぞ。

(委員)

5ページ目に「スマホの向こうは危険がいっぱい！」と書いてあるのですがけれども、内容はこのとおりなのですが、果たしてこのまま全部を抑えちゃうと、先ほど委員がおっしゃったように、A Iの時代、あるいは、これからもっともっと我々の想像以上に進化している時代に、ついていけなくなってしまうのではないかと。

だから、ある程度こういう危険もありながら、こういうものにも対応する能力をつけていかなければいけないのではと私は思っていますけれども、その辺はいかがでしょうか。

(議長)

委員自身は、他にどのようなことが考えられますか。

(委員)

これはすごくいいと思いますけれども、逆にこれで抑えられて、パソコンやスマホのいいところをもう少しPRして教えてあげないと、社会が変化する中で、子どもたちが置いて行かれるのでは可哀相だなと感じたわけです。

(議長)

今のご意見に対して、ご意見や感想がある方。

スマホの危険だけではなくて、いいところもありますよということも含めて、お知らせした方がいいのではないかとということです。

他にいかがでしょうか。どうぞお願いいたします。

(委員)

疑問がありましたので、お伺いしたいと思います。

スマホの使い方や危険性を、学校で教えているということは今現状ではあるのでしょうか。

(議長)

今、委員から学校では現実にはどうなのですかということでございますので、取り組みについてお話をしていただきたいと思います。

(委員)

スマートフォン等の取扱い等については、様々な問題等が起きているのは事実でありまして、その未然防止ということで、情報モラル研修会を年1回おこなっております。

講師を区にお願いする場合は2年生全生徒、後は保護者向けの講習会もあります。また学校独自で講師を探してもいいことになっておりまして、所属の中学校では、他の講師を探しまして、今回は全生徒を対象に、スマホの危険性について、映像を伴ってのご講演をいただく形で、年1回は必ず行っております。

(議長)

ありがとうございました。

委員の中学校では、全生徒に向けてスマホの危険性についての講演をされているということでございました。

(委員)

私も、委員のおっしゃった意味は大変よくわかるのです。

スマホというのは、まさに現代の文明の利器ですね。

これを正しく使うことは、子どもたちにとっても、もちろん大人にとっても、これからも生きていくためにはどうしても必要なことだろうと思います。

ですから、正しい使い方を教えてあげるとのことだと思っております。

そこには、当然メリットがいっぱいありますし、特に障害がある方は、スマホを使うことによって今までできなかったことができるということも含めて、かなり世界が広がっていくわけですから、当然、スマホとかパソコンとか、そういうAIも含めてですけれども、SNSも含めてですけれども、無限の可能性が込められているわけであって、そういうことが頭にないかのような書き方をしてしまうと、これは偏った考え方になってくるだろうなと思います。

ただ、スマホやSNSをめぐる事件、事故がこれだけ起きていまして、しかも毎年、新たな手口がどんどん増えてきて、そのターゲットとして当然狙われるのは高齢者と子どもだという現実を見たときに、我々がまず何を子どもたちに教えなければならないか、優先順位をどうするかという時に、メリットを先に持ってきて、デメリットを後に書くことは可能なのですけれども、当然、ここは紙面の制約もある中では、危ないよと教えることがまずは必要だと思います。使っている本人は楽しくて楽しくて、ゲームもできたりなどしますし、メリットは十分享受しているはずなのです。

スマホには、こんな危険なこともあるのだよということを、まずはそのことをわずかな紙面の中で表してあげることが必要なのかなと思っていて、もちろん、スマホの便利などもしっかりと教えて、そして正しく使うことを教えるのだけれども、危険性もきちんと教えるという。

この危険性も、子どもたち、あるいは、これは実は子どもたち向けだけではなくて、今は、大人が余りにも便利さに慣れてしまって、その裏に潜んでいる危険性というものを忘れていているところがあるのですね。

特に子どもたちに使わせるときに、例えば2点目の問題を一つ取って見ても、非常に無関心な親御さんが多いのです。

ですから、そういうことを考えると、まずは危ないということ教えるというのが必要なのかなと、私はそう思って答申を受けたわけです。

古い統計値になって申しわけないですけれども、3年ほど前、練馬区の小学生の3分の1はスマホを持っていますし、中学生は半分持っています。

当然、それから3年経っていますので、今はもっと増えているでしょう。

そういう中で、今、先生からお話をいただきましたけれども、各学校でもいろいろと工夫して、SNSの問題だとか、スマホの危険性、正しい使い方というものを教えていますので、合わせ技で、学校でも教え、家庭でもこれを参考にして危険性を教えて、正しく使ってもらおうという方向性を出してくれば良いなと思います。

私は、このスペースに、委員がおっしゃるスマホの便利さ含めるのは、なかなか厳しいかなという思いがあったの、申し上げさせていただきました。

(委員)

趣旨はわかります。

(議長)

ありがとうございました。

他にございますか。どうぞ。

(委員)

子どもの作品を本年度は多く取り入れていて、とてもいいことと思います。

ただ、疑問に思ったのは、表紙に掲載された画の作者はふりがなが振ってあるのに、2ページ目の方はふりがなが振っていないのですけれども、これは何かあるのですか。

(事務局)

健やかカレンダーも当初は名前のふりがなを振っていなかったのですが、名前が読みにくいというご指摘をいただいて、何年か前から名前のふりがなを振るようにさせていただきました。

少し小さくなってしまふかもしれないのですけれども、振り忘れということでございますので、工夫をして載せたいと考えてございます。

(議長)

ということでございます。

他にございますか。

(委員)

2ページ目のところで、「青少年の社会参加の機会を増やそう」のチェック欄の上から4行目の「青少年育成地区委員会の行事」となっているのですが、このすぐ右を見ますと、青少年育成地区委員会と青少年委員会の両方があって、両方とも事業をやっているのですよね。

だから、青少年育成地区委員会とともに、青少年委員会の行事としてもきちんと書いてもらいたい。

(委員)

大丈夫です。

(委員)

大丈夫ですよ。いろいろとやっていますよね。

地区委員会の行事というのを、地区委員会と青少年委員会、両方がやっていますので、ぜひ、そこは両方書いてもらいたいと思います。

(議長)

それでは、今、委員から提案がございました。

青少年育成地区委員会の行事と、青少年委員会と、この3ページに二つの委員会の行事が載っていますので、これも含めてというご意見でした。

それでは、反対の意見がなければ、これを含めていただくということで。

他にございますか。

それでは、1ページ目の原画にふりがなを振ることと、2ページ目の「チェックしてみよう！」「青少年育成地区委員会の行事」に、青少年委員会を追加したいと思います。

それでは、ご意見がないようでしたら、以上のご審議いただきました現況を踏まえ、青少年問題協議会として、平成31年度の練馬区青少年育成活動方針（案）ということで、区長に具申したいと思いをします。

皆様よろしければ、拍手でご承認いただきたいと思います。

拍手で承認

（議長）

ありがとうございました。

拍手をいただきましたので、承認とさせていただきます。

それでは、続きまして、（2）報告事項に入りたいと思います。

それでは、平成30年度練馬区子どもたちを健やかに育てる運動について、事務局から報告をお願いします。

（事務局）

資料4により説明

（議長）

ありがとうございました。

各地区の委員さんが大変ご苦労されて調査した結果でございます。

何か、健やか運動についてご質問等があればお伺いしたいと思います、いかがでしょうか。

どうぞ。

（委員）

成人雑誌の販売を、コンビニで取りやめるというニュースを聞きましたけれども、あれは自主的にやったものでしょうか、それとも、こういった運動が実を結んでやめるといったことなのでしょうか。

（事務局）

あくまでも、新聞報道でございますが、日本のコンビニエンスストアの大手企業3社が、18歳未満に販売が禁止されている成人向けの雑誌の販売を取りやめるということでございました。

その報道によると、9月にラグビーワールドカップが開幕するほか、2020年東京オリンピック・パラリンピックを控えて、外国人の訪問客が多いということ、女性や子どもを含む全てのお客様が利用しやすい環境づくりのためと説明にはあります。

私どものこういった活動があったせいかもしれませんが、従前よりフランチャイズの会社が集まって、成人雑誌の販売の仕方というのは以前から協議はされていたと聞いていて、我々も調査に行って、コンビニなどは自主的に工夫していただいていると伺っています。

以上でございます。

(議長)

ありがとうございました。よろしゅうございますか。

恐らく、これも当方の結果を踏まえていた対応ではないかなという感じはいたします。

他に、ご意見はございますか。どうぞ。お願いいたします。

(委員)

6ページのコンビニエンスストアの聞き取りのところで、右のページのゲームのこととか、それから、Wi-Fiで店内に長居する子どもたちのことを言っていますけれども、ここでは子どもたちに直接注意していただいているようですけれども、実はこういう、なかなかおうちに帰りがらないお子さんの中には、おうちでの虐待を疑われるような、そういったケースの相談も私たちは受けていたりするものですから、ぜひ、練馬区だとか、それから地域の民生委員さんというところの連携が、今後、図られると望ましいのかなと考えています。

こういう活動をしていただいていることが、まずとても大事なことなので、改めて本当にすばらしいことをやっていただいていることを踏まえて、それは大前提ですけれども、この後、地域にどう繋げていくのかとか、また子ども家庭支援センターとの連携とか、そういったことが何かできるようだったら、ぜひ、お願いしたいなと思います。

(事務局)

子ども家庭支援センターとの連携ですが、昨年ですけれども、地区委員会の総会等で育成活動奉仕委等をお配りして、虐待を疑われるような例があるようだったら、子ども家庭支援センター等にご連絡くださいというようなお話をいたしました。また先日、青少年委員会でも、そういった子どもがいた場合に連絡した事例も実はあります。

引き続き各地域で、見守りながら、虐待が疑われるような事例がある場合は、子ども家庭支援センター等に連絡するような体制の強化を進めていきたいと考えてございます。

以上でございます。

(議長)

よろしゅうございますか。

このいろいろな調査が活かされているということでございます。

他にございますか。

それでは、続きまして、平成31年度練馬区青少年育成活動方針の基本的な考え方について、事務局から報告をお願いします。

(事務局)

資料5により説明

(議長)

ありがとうございました。

それでは、委員の皆様から、その他の事項で何かございますでしょうか。

どうぞ。

(委員)

最後にあった青少年育成活動方針の基本的な考え方ということで、1ページ目、昨年と変わっていないということですが、これは基本的な考えはもちろん大切なところで、下から4行目で、「子どもたちが社会の一員としての役割を果たせるよう、自立を促して社会性をいかに育てていくことができるか、大人と子どもも一緒になって考えていく」当たり前のことなのですが、前回と先ほど、委員からA Iのお話が出ていて、それに繋がる場所ですが、小学校、中学校で9年間学んできたにもかかわらず、中学卒業の段階で約30%の生徒は教科書が読めない、現場の先生方は当然おわかりになっていると思うのですが、これは全国のお話なので、練馬区でこう言っているわけではないのですが、非常にびっくりする数字なのです。そのまま高校へ進学、一部は働く方がいらっしゃるのですが、

今年の1月21日、都立高校における生徒の読解力をいかに向上させるかという、東京都の教育委員会で検討会を開いて、この間2回目をやったのかな。

それには、6校の高等学校の校長先生が出席しているのですが、その読解力を向上させるために学校はやっているのだけれども成果が一向にあらわれない。

中学3年生で教科書が読めない、高校生で読解力がない、そのまま上がっていくという今の状態にびっくりしているのですけれども、一応、東京都は対策を練って、その検討会、この間2回目でしたが、3回目につなげるということなのですが、新学習指導要領においても、来年度は小学校で新たにスタート、中学は2021年度ですか、表現力とか判断力を蓄えるために、また、先ほど委員からお話があったように、A Iを過信していると、いかにそれに提供する大人が作るかということで、そういう趣旨があって教育改革は進んでいると思うのです。

にもかかわらず、先ほど言ったような、高校生になって読解力がいきなりないのでなくて、保育園、幼稚園もそうですけれども、小学校、中学、高校の積み上げで読解力なり何なりを得ると思うのです。

ところが日本の教育はそうっていないので、ひずみが出てきていると思うのですが、練馬区教育委員会としても、そういった生徒がいるといった実態、先生も非常に長時間勤務の中で、これ以上何をやらせるのだというお気持ちもわかるのですけれども、こういうことで将来を担う子どもを育てると言えるのか。だから、練馬区もこういう実態をどう対処するお考えを持っているのか、そここのところをお聞きしたい。

(委員)

基礎的な学力を子どもたちが持つということは極めて重要でありまして、その後の社会生活を営むに当たっても、本当に全ての行動の基本になるのが、基礎的な学力であります。

したがって、義務教育である9年間というのは、その基礎的な学力をつけさせるためにあるわけで

す。

今、読解力の話がございましたけれども、練馬区の教育の学力の水準というのはどの辺にあるかということをお話をしたいと思っておりますけれども、毎年、国で国語と算数・数学については、学力調査をしております。その中で、練馬区の平均ですけれども、学力は常に全国、東京都の両平均よりも高い平均を維持しております。

そういう意味では、平均的には子どもたちの学力は決して練馬区は劣っているわけではない、むしろ東京都の平均よりも優れていると思っております。ただ、個別の案件ではきちんと分析をしなければなりません。

特に読解力という、今のお話もありました。これを育てていくには、本を読んでもらう、読書をきちんと小さいころから本を読む習慣をつけることは何よりも重要でありまして、各小学校でも非常に工夫しておりまして、朝読書の時間というものを設けて、朝15分間読書に取り組んでいる学校は、最近是非常に多くなりました。

いずれにいたしましても、読解力だけを取り上げるというのはどうでしょう。これからは、様々な力が必要になってまいります。

読解力は、もちろん基礎的な部分ですから、これは当然なのですけれども、その上で、自分の考え方をまとめる、そしてまた、様々な情報から何が自分にとって一番正しいと思える情報なのかを選択する。それを多くの他の人に発表する力、そしてまた、発表された様々な意見に対して、自分がそれを受けとめながら、自分の考えをまとめていく力、そして何よりもコミュニケーション能力、そういったものを総合的に高めていかなければならないと思っております。これは新しい学習指導要領が2020年度から小学校、21年度から中学校で始まりますけれども、既に試行として、前段階で始まっております。

各学校で様々な取り組みを行っておりますので、今、委員がおっしゃっていただいたことも含めて、しっかりと取り組んでいかなければならないなど、そう改めて、今ご意見を伺って思いました。

ありがとうございました。

(議長)

今、委員からご説明をいただきました。よろしゅうございますか。

それでは、他にございますか。

なければ、それではせっかくの機会でございますので、急ではございますが、東京少年鑑別所の首席専門官から、東京少年鑑別所の活動内容や、昨今の子どもたちの状況について、お話をいただきたいと思っております。

よろしく願いいたします。

(委員)

東京少年鑑別所の首席専門官でございます。

当所は、練馬区内の城北中央公園という公園がございまして、その斜め前に位置している施設でございます。

常日ごろ、施設運営に当たりまして、地域の皆様のご支援をいただいておりますことを、まず御礼を

申し上げます。

ご指名でございますので、当所の業務ですとか、最近の入所者の特徴などについて、若干、話題提供させていただければと思います。

少年鑑別所は、ご存じの方も多いのではないかと思います、業務としては非行や犯罪を取り扱います法務省の所管の施設でございます。

主な業務は三つほどございまして、一つは、裁判所の決定に基づいて少年を収容するということ、二つ目に、これは主に収容されている少年が対象となりますけれども、心理学等の専門的な知識を活用して非行の原因等を調査すること、そして三つ目に、こちらの青少年育成活動方針の相談窓口の中にもございますけれども、地域の方に対して非行犯罪の防止に関する援助を行うことを、主だった業務としております。

少年鑑別所は、全国に52か所ございまして、当所の場合は、東京都23区が所管の地域ということで、23区内に居住する少年の、主に収容なり、鑑別なりを行っています。

昨年、平成30年当初については、年間で約780名の入所少年がございました。

平成30年は、その前年に比べますと多少、入所人員は増えているのでございますけれども、総じて言いますと、少年鑑別所への入所人員でいうのは減りつつあります。

平成に入ってから少年非行のピークというのが、平成15年ごろでございましたけれども、そのころに比べると入所人員としては大体半分程度です。また、10年前の平成20年に比べると、7割程度の入所人員となっております。

よくご質問を受けるのが、少年鑑別所は何歳の少年が入っているのですかということでありまして。施設の名前が「少年」とついておりますので、基本的に収容の対象というのは、20歳未満でございますけれども、20歳未満といっても年齢としては結構幅広くあるところでございます。

その中で、統計というところで見ますと、18歳、19歳のいわゆる年長少年の占める割合というのが多くなっております。昨年、平成30年で言いますと、大体55%ぐらいが18歳、19歳の少年となっております。この年長少年が占める割合というのは、一昔前に比べると若干多くなっているのかなというような印象を、個人的には思っております。

それでは、どんな事件で入ってくるかというところでご紹介しますと、非行年齢別の人員で見ますと、大体3割ぐらいが詐欺による入所者で占められております。

詐欺といっても、内容は幅広く、無銭飲食から罪名としては詐欺となるわけでございますけれども、詐欺を占めるほとんどが、いわゆる特殊詐欺の事件であります。

この詐欺による入所者というのが近年多くなっているところでございます。

特殊詐欺、いわゆる「振り込め詐欺」と言ってみたり、「オレオレ詐欺」と言ってみたりとか、いろいろございますけれども、高齢者を中心にお金をだまし取るといった根底があることには変わりありません。

これらの犯罪というのは組織的に行われているものでございますが、この中で入所少年たちが担っている役割というのは、被害者等から現金なりキャッシュカードなどを受け取ったりですとか、後は、別の者がだまし取ったキャッシュカードなどを使って、金融機関でお金を引き出す、「受け子」と言ってみたり「出し子」と言ってみたりとか、そのような名称で言われている、いわば末端の役割であります。

これらの末端の役割というのは、考えてみますと被害者と直接対面したりとか、人目につくところで、金融機関でお金をおろしたりとか、これは、犯罪者の立場からすれば見つかって検挙されるリスクも高いのです。そんな役割が多いというところでございます。

彼らが詐欺に関与するようになった経緯というのは、これは個々のケースによるところでありまして、本当に様々であります。

犯罪親話的な物の見方を持っていて、詐欺ということがわかった上で、簡単にお金が入るだろうということで、みずから犯罪組織の関係者に接触して、「やってみたいです」というようなことを言う者もおりますし、一方で、地域の不良交流の中で、何か別のトラブルが起こって、そして地域の年長の不良者から「何やっているんだ。落とし前に、何か先輩の仕事を手伝え」というようなことを言われて、半ば強要されるような形で関与するようになっている者もおります。

彼ら曰く、多くはお金が入るという話であっても、これが犯罪性のあるものかどうか曖昧に聞かされて、やってみようかなと気軽にやり始めるのですが、途中のある段階で、これはまずいなと思って手を引こうとして関係者に「ちょっとやめたいです」と言っても、既に住所や電話番号、家族の情報とかを握られていたりして、「続けないと家族に危害を加えるぞ」というようなことを言われて、まあいいかと、ずるずると続けるようなところも見られます。

ですので、ケースとしては本当に様々でありますけれども、成人の犯罪組織に都合よく利用されているような印象を受けるケースも多々見られるというのが、入所者の特徴から見たところで感じているところでございます。

簡単な内容でございますけれども、最近の少年鑑別所の入所者の特徴等について、ご紹介をさせていただきました。

以上でございます。

(議長)

大変ありがとうございました。

昨今の振り込め詐欺等に少年が利用されているというお話をいただきました。

何か、ご質問があれば、よろしゅうございますか。

ありがとうございました。

事務局、何かございますか。

それでは、以上で本日予定しておりました議題は、全て終了いたしました。

これで、平成30年度第2回練馬区青少年問題協議会を終了いたします。

本日は、まことにありがとうございました。